

## 平成27年度第3回流山市生涯学習審議会会議録

### 1 日 時

平成27年12月14日（月）14時00分～15時50分

### 2 場 所

中央公民館 講義室

### 3 議 事

- 1 生涯学習の課題と今後の事業展開について
  - ア スポーツ振興事業の拡充について
  - イ 文化芸術事業の拡充について
- 2 その他

### 4 出席委員

佐々木副会長 田根委員 伊藤委員 安田委員 辻野委員  
田中委員 井田委員 神田委員 後藤委員 藤田委員

### 5 事務局

直井生涯学習部長 戸部生涯学習部次長兼生涯学習課長  
玉田公民館長 小栗図書・博物館長 須賀公民館次長兼管理係長  
松本生涯学習課長補佐 椎名生涯学習課係長 川崎公民館主事  
國崎臨時職員（記録）

### 6 傍聴者 なし

### 7 会議録

14時00分開会

（事務局）

#### 【配布資料の確認】

- ・次第

- ・資料 1 : 広報ながれやま 11月21日号
- ・資料 2 : 構想の体系  
「豊かな人生と文化を創造するまち・流山」
- ・資料 3 : 第 1 節 いつでも、どこでも、誰もができる生涯学習の推進 (A 4 資料)
- ・資料 4 : 第 1 節 いつでも、どこでも、誰もができる生涯学習の推進 (A 3 資料)
- ・資料 5 : 流山市のスポーツ推進事業について ほか
- ・資料 6 : 流山おおたかの森駅市有地活用事業 ほか

#### 【報告事項】

一身上の都合により会長が辞任ということになり、会長辞任の時は副会長がその責務を担うということで佐々木副会長にお願いした。審議会委員の欠員ということについては今年度中に対応したいと考えている。

(佐々木副会長)

会長代理としてのお役をお引き受けしましたが、進行上疑問等があった場合はすぐに質問していただきたいと思います。よろしくお願ひします。

では報告事項から始めます。前回開催の5月25日以降について事務局からご報告お願ひします。

(事務局)

資料 1 の広報ながれやまのコピーをご覧ください。前審議会5月の段階で新体育館の利用料金についてご検討いただきました。その後市長への答申、議会での利用料金についての議決がなされ、審議会の答申に沿った利用料金が決定されました。新体育館につきましては12月18日に工事が完了し、建物の引き渡しが行われます。並行いたしまして外構工事が行われており、来年4月1日の開館、運用開始ということで準備を進めて

おります。

2点目といたしましては、管理を指定管理者に行っていたかどうかということで、9月議会で東京ドームグループが指定管理者として決定しました。こちらの業者につきましては、全国的に体育、スポーツ施設の指定管理業務を展開しており、流山市内でも思井、野々下福社会館の指定管理の実績があります。こちらの指定管理者を選定するにあたっては、選定委員会を開催いたしましたでしたが、外部委員として本審議会の佐々木副会長にも審査委員として参加していただきました。

東京ドームさんについても12月18日に建物の引き渡しがなされ、3月31日まで開館準備となります。

3点目といたしましては、こちらの広報ながれやまですでにご案内済みではありますが、新体育館の愛称が『キックマンアリーナ』という名称になりました。こちらは10月27日に選定委員会の中で決定したのですが、愛称の命名権者はキックマン株式会社、流山市とは万上みりんの関係がありまして今回決定いたしました。愛称の命名権料といたしましては年間1,200万円の5年間の契約ということで、合計6,000万円が市の体育館の運営費に活用されることとなります。流山市としてはネーミングライツ第1号という形になりました。こちらの選定委員会につきましても本審議会の安田委員が外部委員として審査に参加いただきました。ありがとうございました。本日の報告はこの3点が主なものなのですが、現在12月議会が開催されており、関連事項として、新体育館を除いた体育施設の指定管理者ということで議案を上程しており、9日の教育福祉委員会で新体育館と同じ東京ドームグループに指定管理者が決定いたしました。従いまして、新体育館およびその他の体育施設8施設、合計9施設の指定管理者が東京ドームに決定していくという予定となります。正式には明後日の本会議で議決をもって決定となります。この体育施設の指定管理者選定委員会には佐々木副会長に参加していただきました。ありがとうございました。

以上大きく4点に渡りまして、本日の議題にもかかわりませ  
スポーツ施設に関しまして、前審議会から本日までの経過の報  
告となります。よろしく申し上げます。

(佐々木副会長)

何かご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。  
本日はざっくばらんに色々な角度からお話いただければと思  
います。

(井田委員)

ネーミングライツパートナーのキッコーマンさんについてで  
すが、ある程度キッコーマンさん1本だったのか、他にも応募  
する企業さんがあって決定したことなのかということについて  
お聞きしたいのですが。

(事務局)

公募という形をとらせていただきました。みりんの関係でキ  
ッコーマンさんからの申し出がありましたが、残念ながら他の  
業者さんからは申し出がありませんでした。

(佐々木副会長)

他にございますか。

よろしいでしょうか。

では、次に入らせていただきます。また何かありましたらお  
願いいたします。

では議題1、「生涯学習の課題と今後の事業展開について」に  
入りたいと思います。では事務局から説明をお願いします。

(事務局)

生涯学習の課題と今後の事業展開ということで、2点につ  
いてご意見をいただきたいと思えます。

1点目はスポーツ振興事業の拡充について、2点目は文化芸

術事業の拡充についてということですが、まず現状等をご説明させていただきます。ご意見等をいただきたいと思います。

現在生涯学習に求められている現状について資料2、資料3、資料4に沿って概略説明をさせていただきます。

資料2をご覧ください。生涯学習推進基本構想の施策体系です。平成21年度に策定したものです。計画年度は平成31年度までの10カ年度を計画年度としたもので、本市の生涯学習の総合計画です。生涯学習課、公民館、図書館、博物館等で所管する業務にかかわります事業展開等、事業実施するものを定めた基本方針であります。

基本理念としましては「豊かな心と個性を育てる学習と文化のまち」といたしまして、4つの基本方針、第1節「いつでも、どこでも、誰もができる生涯学習の推進」、第2節「次代を担う青少年を育てる地域環境づくり」、第3節「ながれやま市民文化の継承と醸成」、第4節「スポーツ活動の基盤づくり」のもとに、12の主要課題を掲げまして、25の基本施策を定め、具体的な事業展開、実施をしているところであります。

この構想の特徴としまして、4つの基本方針と12の主要課題を市が定めます総合計画と整合させておりまして、施策の実行性を高めた構想となっております。

この構想は5年が経過し、生涯学習をとりまく環境や本市の状況が変化しております。

1点目としては、今年度から文化芸術振興条例が施行されました。第3節「ながれやま市民文化の継承と醸成」に該当するものです。この構想に基づきまして具体的な事業を実施しておりますが、当該条例の施行によりさらに文化芸術事業の充実や事業の拡大が求められています。

また一方スポーツにおきましては、2020年、平成32年に東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定しております。国においては五輪省の設置をはじめさらにスポーツ庁を設置して準備を進めているところです。県および全国の自治体においてはオリンピックの誘致活動や関連事業を計画中でござい

ます。このような中、本市におきましてはスポーツの拠点である新体育館が来年４月にオープンいたします。また高まるスポーツ及び健康志向に対応するため、来年度生涯学習部内にスポーツ振興課が新しく設置されます。スポーツ振興をさらに推進していくということであります。そのため現行事業の充実、拡大はもとより新たなスポーツ振興事業の展開が必要となっております。これらのことを踏まえまして、審議会委員の皆様には計画年度の平成３１年度までの４年度をイメージしていただいて今後の文化芸術事業とスポーツ振興事業についてはどうあるべきか、またどのような事業を実施していくべきか等について忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

なお、議論していただく上では現行の施策体系につきましては原則変更しないということで、各施策にもとづいて具体的に実施している事業や実施すべき事業についてご意見等をいただければ幸いと考えています。こちらの骨組みの体系につきましては、計画を改訂するというのではなくて、こちらの施策体系をベースに新たに展開していくもの、必要なもの等を加えていきたいと思っております。そのような形でご意見等をいただければと思っております。

次に資料３になります。こちらは生涯学習の推進の施策の展開および具体的な事業内容を記載しております。文化芸術の振興につきましては１９頁から２０頁に記載されております。またスポーツの振興については２１頁から２２頁に掲載されております。取り消し線のある事業につきましては既に実施されたものということになっております。

次に資料４ですが、こちらは地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２７条第１項の規定に基づき、平成２６年度の事業の執行状況につきまして点検および評価し、現在にいたるといふものです。文化芸術については８頁から１１頁、スポーツ振興に関しましては１２頁から１３頁に点検評価を掲載しております。

以上、雑駁ですが本市の生涯学習に求められていることにつ

いてお話させていただきました。よろしくお願いいたします。

(佐々木副会長)

事務局からお話がありましたが、この資料の表の左側はいじらないということです。というのは、市の基本構想となっており、平成31年度から「新」ということになりますので、それまでに中味を精査して実際のところを見極めていきたいと思いますので、細かい事業について見ていただければと思います

一つだけお伺いしたいのですが、これは市の総合計画とリンクしていると考えてよいのでしょうか。年度もリンクしているのでしょうか。

(事務局)

はい、そうです。計画年度と施策体系の基本方針の第1節と第4節までの12の主要課題はこちらと完全にリンクしております。

(佐々木副会長)

ということでご了解いただけたと思います。

ではまずスポーツについてお願いします。

(事務局)

資料5、流山市のスポーツ推進事業についてご説明させていただきます。

流山市のスポーツ振興は流山市生涯学習推進基本構想の第4節スポーツ活動の基盤づくりを中心に施策の大綱を定めて各種事業を展開してきました。この間国においては、平成23年6月にスポーツ基本法が制定され、スポーツを通じて健康で豊かな生活を営むことが全ての人たちの権利であるとされました。スポーツが青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康保持増進等、多面にわたる役割を担うことを明らかにしています。

平成24年には文部科学省はスポーツ基本法の理念を具体化して、今後の我が国のスポーツ政策を具体的な方向性を示すものとし

て、全ての人々のスポーツ権を保障するスポーツ環境を整備することを目標に「スポーツ基本計画」を策定しました。

このスポーツ基本法の成立に伴い、これまでスポーツ指導者制度としての役割を果たしてきた「体育指導委員」が「スポーツ推進委員」に名称が変更され、非常勤特別職として位置付けられています。

また、他方では誰もが気軽に楽しめるスポーツ事業の展開を行い、本市独自の誰もが気軽に参加できる地域スポーツ振興事業のユニークな取り組みとして「コミュニティスポーツリーダー」の活動が定着しています。

平成22年3月に改訂されました平成22年度からスタートした10か年の「流山市後期基本計画」で目標と方策を定めています。

今後の方向性としまして、体育・スポーツ団体との協働により、市民のスポーツ活動を支援し、健康で明るいコミュニティづくりに貢献します。また、生涯スポーツ指導者とともに、健康や体力増進に取り組む市民を増やしていきます。また、既存施設の改修・建替えと有効活用を図り、スポーツの場の確保に努めます。

「流山市教育振興基本計画」を現在策定中でありまして、その中でスポーツ活動の基盤づくりの目標としまして、スポーツ施設を拠点とした生涯スポーツの活動状況として、生涯スポーツ団体の育成を図るとともに、学校体育施設の利用を促進し、健康体力増進に取り組む市民を増やし、老朽化した施設の改修整備のほか、スポーツフィールドの整備や市民総合体育館の建替えなどによりスポーツ活動の拠点を提供します、としています。

施策の展開としては、健康・体力づくりの充実として、スポーツを通じた市民相互の交流と親睦を図るため、各種スポーツのつどいや講習会を開催し、ライフステージに合わせた参加機会の拡充に努めます。生涯スポーツ団体の育成を図ることとともに学校の体育施設の利用を促進します。市民一人一人の健康の保持・増進と体力向上のため、いつからでも参加できるプログラムと場の提供を図り、健康・体力づくり活動の充実に努めます。

今回策定しております「流山市教育振興基本計画」とは学校教育、生涯学習の各分野における基本的な理念や現状と課題を明らかに



して、改善を目指した施策を中期的な視野にたって推進しようとするものとなっております。

3頁をご覧ください。平成23年8月にスポーツ基本法が制定され、その中で障害者スポーツに関しては、「国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適正及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。」「スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ、必要な配慮をしつつ推進されなければならない。」以上のような基本理念にもとづいて制定されております。

また、スポーツ庁が平成27年10月1日に発足し、「スポーツを通じて豊かな生活を営むことは全ての人々の権利」という考えであることから、スポーツに対するすそ野を広げ、スポーツ人口を増やしていくことが重要な課題となっております。

また、2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催の予定となっており、ますますスポーツの需要や健康志向の高まりが予想されます。そこで障害者スポーツ、スポーツの拡充等について、今後どのように展開していったらよいかということが課題となっております。

次に4頁をご覧ください。先ほど申し上げましたスポーツ推進委員並びにコミュニティスポーツリーダーについてご説明いたします。

まずスポーツ推進委員とはということですが、平成23年にスポーツ振興法が改正され「スポーツ基本法」が施行されまして、「体育指導委員」は「スポーツ推進委員」に名称変更され、地域スポーツ振興の推進役であるスポーツ推進委員のコーディネーターとしての役割が期待されており、その責務の重要性とともに、活躍の場は今後さらに広がっていくものとされております。

流山市としてもスポーツ推進委員を委嘱し、市や各種団体が実施するスポーツ推進のための事業に携わるとともに、市民に対するスポーツ事業の企画や運営、スポーツに関する指導、助言を行います。またスポーツ推進委員は非常勤特別職の公務員となり、報酬が支払われています。当審議会の中でも田中委員がスポーツ推進委員とし

て活躍されております。

条例の中ではスポーツ基本法32条の規定に定められておりますが、規則としても定められております。流山市の規則としましては、定員が17名、任期は2年となっております。現在は15名の方に委嘱をして活動をしていただいております。

主な事業としましては、市の事業の補助ということで、例えばウォータービクス講習会等の補助をしていただいております。また、市の事業の企画ということでは、スポーツレクリエーション祭、ヘルスバレー大会等の企画運営に携わっていただいております。

年間10回程度の会議が定期的に行われております。さらに流山ロードレース大会のスタッフとしても協力していただいております。

なお、協議会については全国組織で、全国スポーツ推進委員連合、千葉県スポーツ推進委員連合、東葛飾地区スポーツ推進連絡協議会に加入しており、東葛地区スポーツ推進連絡協議会主催の事業にも携わっております。

次に、コミュニティスポーツリーダーということで、聞きなれないかもしれませんが、流山市独自の制度でございまして、昭和54年から昭和62年までコミュニティスポーツリーダー養成講習会を開催し、リーダー自身がスポーツやレクリエーションの楽しさを味わい、色々な実技を取得し、汗を流す喜び等をあまり運動に縁がなかった方々に伝えていくことを目標としてまいりました。

組織としての活動としましては、地域に根差した活動の輪を広げるために、地域ごとにリーダーのグループを組織し、流山市コミュニティスポーツリーダーとして教育委員会で委嘱する制度を設けています。現在、市内5か所を拠点として、毎週日曜日早朝に「健康ジョギング講習会」を開催してスポーツを通したコミュニティの形成を築いてきております。それ以外にも軽スポーツの用具普及を目指した講習会、お花見ジョギング、100か所めぐりといったジョギング、ウォーキング等を開催しております。

関係条例につきましては、流山市コミュニティスポーツリーダー設置要綱がございまして、その中でコミュニティスポーツ活動の普

及に関すること、育成に関することが定められております。現在、5地区で55名の方々が活躍されております。任期は2年ということで来年度が委嘱替えということになっております。

主な仕事といたしましては、先ほども申し上げましたが、毎週日曜日に行われている健康ジョギング講習会、各種スポーツのつどいなどを開催しております。また、市の事業の補助として、流山ロードレース大会等の補助という形で携わっていただいております。

また、リーダーは55名いるのですが、組織としてコミュニティスポーツリーダー会というものが別途組織されております。

なお、平成26年度については、健康ジョギング講習会には11,413名の方々が参加しております。

現状の課題ということで、まず一つ目として私の方から新川耕地スポーツフィールドの移転再整備についてお話いたします。現在新川耕地にスポーツフィールドはあるのですが、駐車場が不足していること、グラウンドの排水が悪いこと、日陰が足りないということが長年の課題となっています。また、総合運動公園の市民総合体育館の建替えによりサッカー等ができるフィールド機能の不足が懸念されております。こういったことを解決するため、南地域で進められている民間の物流施設の開発計画に合わせ、現スポーツフィールドを売却し、移転して規模を拡大し、機能を充実させたスポーツフィールドを新川耕地に土地を確保して整備することとしました。こうした中で、10月15日に開催されました用地選定委員会において、ほっとプラザ下花輪の南側の下花輪地域約5.1ヘクタールの民有地を移転先として選定しました。今後は地権者の方たちと土地の譲渡について協議が整い次第、土地の購入に向けた測量等に着手する予定です。なお、完成時期は平成30年の夏ごろとなる予定です。

次に老朽化している市民プールについてですが、流山市には3つの市民プールがございます。流山市民プールが昭和47年、北部市民プールが昭和56年、東部市民プールが昭和58年の竣工で、どのプールも竣工から30年以上が経過しており、水質を適正に維持するためのろ過機が老朽化していることをはじめとし様々な修

繕・補修が必要となっております。これらの修繕・補修についてはかなりの費用がかかることが予想されます。東部市民プールにつきましては、昨年竣工しました東小学校のプールを地域住民の方々に開放していく方向で検討したいと考えております。

次に学校体育施設の開放事業ということですが、市内の各小中学校の運動場、体育館などを現在学校開放として団体等に貸出を行っております。学校施設利用にあたっては、「流山市学校施設利用規則」に基づいて行われており、基本的には学校休業日、平日であれば午後5時以降等の学校が空いている時間の施設利用となります。体育館であればバレーボール、バスケットボールなど、運動場では少年野球、少年サッカーなどの団体が利用団体となっております。利用することができる団体とは、10名以上の者で組織する市内の各種団体で、あらかじめ教育委員会の登録を受けたものとされております。平成26年度の校庭、体育館の利用実績としましては、使用件数としては13,341件、使用者数は355,977人の利用がありました。

しかしながら、課題としましては、学校としていくら節電しても学校開放で使われてしまうこと、学校開放で使用した光熱水費は学校全体の運営費で負担しているが、その光熱費の負担が大きく、学校運営の財政的負担も大きくなっていることがあります。さらには利用者の駐車場の問題、路上駐車といったこと、利用者のマナーについても、ずっと使っていると、既得権のように感じている団体があるというような問題も起きております。また、近隣住民の理解ということで、サッカーや野球等で校庭を利用している際にボール等が飛び出すことなどによる近隣住民とのトラブルが発生したりしております。他にも学校の協力ということがあります。

以上のことから、学校体育館の有料化について現在検討しております。その中でも有料体育施設については、体育館のみならず、運動場や音楽室はどうか、利用者の理解、料金の設定及び徴収方法について検討しております。近隣市においては我孫子市が有料化しておりますが、千葉県下でも有料化している自治体が少ないことなどの現状もあります。

このような状況の中、生涯学習課としましては、受益者負担の観点から光熱費等の負担は受益者負担が適当であると考えております。

以上が私からの説明となります。ご質問等がございましたらよろしく願いいたします。

(佐々木副会長)

ありがとうございました。かなり多方面にわたっておりますが、5頁までのところで一旦区切って、そこでご質問がありましたらお願いいたします。

(事務局)

すみません。ちょっと補足ということで、資料3は計画ベースです。資料4については計画に沿った具体的事業の実施計画となっています。例えばスポーツについては、資料3の21頁の真ん中の表の最初に「みんなのスポーツ活動の推進」とあります。こちらの平成26年度の事業の実施計画につきましては、資料4の12頁の表の一番上にあたります。資料3は計画、資料4については実施事業ということになります。

大変見づらくて申し訳ありません。以上補足させていただきます。

(佐々木副会長)

疑問等があればお願いいたします。

中味は大変膨大なのですが、取り組み等については見直すということはないということでよろしいのですね。

(事務局)

はい。現在の計画・構想が残り5年ございます。事業の中ですでに達成できたものもいくつかありますが、殆どが現在進行中のものです。中にはまだ未達成のものもございます。状況の変化もございましたので、さらに事業の充実拡大を図っていく必要がありますので、現行の事業につきましてはできるだけ継続していきながら新た

な事業を加えていった方が方向性としてはよろしいのかなと考えております。

(佐々木副会長)

ありがとうございました。

終わったものについては線で消してあるということによろしいですね。

かなりたくさんの方が事業がございまして、全貌がつかみづらいかと思います。何かございせんか。

(事務局)

これまでの説明のことでも、資料のことでも結構ですので何かあればお願いします。

また、皆さまのご立場でスポーツ振興についての流山市の取り組みについての感想、ご意見をご忌憚なくいただき、そこから議論ができたと思います。

(田中委員)

資料2の左下に平成28年度に新体育館オープン、スポーツ振興課設置とあるのですが、現在も生涯学習課内にスポーツ振興係があります。係から課にかわることで何がかわるのでしょうか。

(事務局)

今、現在生涯学習課の中にスポーツ振興係と体育施設整備室があり、合計7名のスタッフで生涯学習という所管課の中の1ラインでやっております。生涯学習課では社会教育と青少年健全育成と文化芸術、スポーツという4つの施策を1つの課でやらせていただいております。今度は新たに担当課を設置いたしますので、より具体的に事業展開をさせていただき、重点的にやっていくということになります。

(田中委員)

具体的に人数が増えていくのでしょうか。

(事務局)

その辺はなかなか、今のスタッフから増えていくかというとなかなか難しいかもしれませんが、私が課長職としていくつもの施策についてやっていたのですが、専任課長の配置となりますのでより細かく、市民の皆様のスポーツ振興に対するご要望に応じていけるのではないかと思います。

(辻野委員)

資料4の文化活動については昨年に比べてどれだけ増えているかという数字の出し方をしていますが、スポーツに関しては、平成26年度はこういう結果でしたという出し方をしているので、参加人数は増える傾向にあるのかどうか、おおざっぱでよいので平成25年度にくらべてどうだったかということはわかりますか。

(事務局)

回数、人数についてはほぼ横ばいで推移しております。

(神田委員)

横ばいであることの原因というか、改善案を把握しているのでしょうか。

(事務局)

全体的な、まとめ的な部分ではまちづくり達成度ということで毎年アンケート調査をさせていただいております。そういった部分でスポーツに取り組んでいる方が増えている状況はいただいているのですが、細かな事業の実施状況をみるとこのような形となっております。

横ばいということもありますので、さらにスポーツ振興が高まっていくという部分で今回皆さんからご意見をいただきながら、さらにスポーツ事業を発展させていきたいと思っております。

(事務局)

一つには社会スポーツという部分では高齢化していること、少年スポーツについてはグラウンドが足りないから増えていかないのだとおっしゃる方もいれば、価値観が多様化しており、色々なスポーツ、ラグビーやサッカー、野球というようにあります。その中で少年野球を例にとれば同じユニフォームで一つのチームが作れず、2、3種類のユニフォームで一つのチームを作るといったようなことや、中学校の新人戦でもなかなか9人が集まらないというように、今まで中心だったスポーツに子どもたちが集まらないといったことがあります。また、民間スポーツ、サッカーであればレイソルの関連だったり、スイミングクラブなどに流れていったりということもあり、私たちの目の届かないところに子どもたちが入って行ってしまっただけで把握しきれなくなりつつあるというところもあります。そういう意味では専門の課をつくって研究していかなければならないのではないかと思います。

(神田委員)

私は他市から越してきて数年なので流山市の実態がよくわからないのですが、以前住んでいた市でも同様の問題がありました。

今、子どもたちが取り組むスポーツは多様化されており、何も行政だけでそれをカバーする必要はないのではないかと考えております。どこの行政も予算が厳しい状態であり、民間がかなり入りこんで魅力あるものを出してきて、民間は民間ですごく努力して子どもたちにもアピールしてきておりますので、市の税金だけですべてをカバーしようとするのではなくて、民間とうまく連携して、子どもたちや60歳以上のシニアの方々、社会から地域に活動の場を移される方々にもこういった場や機会をたくさん提供していくということもすごく大事ではないかなと思っています。

(事務局)

おっしゃるとおりだと思います。実は企業誘致を推進する課、誘



致推進課という部署がありますが、そこでも従来の企業ばかりではなく、スポーツクラブやスポーツのNPOを持ってくるといった話にこれからはなっていくのかなと思います。極端な話ですと、それぞれの学校でプールを持つのではなくて、バスで子どもたちが民間のプールに行った方が安くあがるのではないかという議論も一部の自治体ではでているような状態です。

(安田委員)

障害者スポーツについて、資料5に今後の展開ということでの記述がありますが、現状としてはどのような、参加、対応、取り組みをされているのか。実際の施設の対応や機会を増やすための施策や取り組みについてどうなっているか教えていただきたいと思います。

(事務局)

現状としましては、障害者の方々に特定するような大会やイベント等はないのですが、ヘルスバレーボール大会には聴覚障害者の方も参加されまして、その時は手話通訳の方に来ていただいております。また、ロードレース大会についても参加されています。

(事務局)

ここ数年ですが、ロードレース大会で、一般枠ではありますが、視覚障害の方が伴走者をつけて走られています。

(事務局)

補足ですが、新体育館につきましては基本的にはバリアフリーという形で施設づくりができました。そうは言っても他の施設についてはそこまではいたっておりませんので、障害者、弱者の立場にたった施設ということに限られた予算の中で計画的に順を追ってという、そういった方向性でということ。ソフト部分につきましては福祉部門もございますので、そういったところと連携して進めていきたいと思っています。

(安田委員)

新体育館は車いすバスケとか車いすラグビー等での利用ということも想定されていますか。

(事務局)

はい、基本的には受入を拒否する理由はまったくありませんので、希望があればということです。ただし、それ専用で作っているかといえはそうではありません。多様に使えるという形にしていますので、ご希望があれば積極的に受け入れるという形に持っていきたいと考えています。

(辻野委員)

今、団体登録は10名となっておりますが、そのために利用者が少ないということもあると思うのです。理想としては5名でも使いたい時は使えるというのが理想だと思うのですが、その辺については検討を進められていますか。10名という足かせをどうされるか。

(事務局)

団体登録については10名で登録していただいております。基本的には個人利用も可能で受け付けております。ただし、個人利用につきましては、テニスコート以外は当日の受付のみという形で行っております。個人利用で利用されますと、やはりスペースをとってしまいますから、基本的には団体登録を優先して使っていただいております。広く多くの市民に利用していただくという意味合いもあり、基本は団体登録からということで貸出しております。

公共施設の予約システムにつきましても、団体登録10名以上というところからスタートしております。そちらにつきましても、個人で利用できるのはテニスコートのみということでやっております。

(事務局)

補足ですが、パソコンでの予約システムは今ご説明させていただいたとおりですが、今度の新体育館はメインアリーナ、サブアリーナと場所もかなりありまして、団体ですべてが埋まってしまうとも思えないのです。今までの貸し方では個人が1人で卓球をしておりますとそこは個人で使っているからということになっていて使えなかったりしたのですが、今度はいくつかに分けて多くの方に使わせていただくということで個人の料金も設定させていただきましたので、今までよりは個人の利用が増えていくのかなと思います。

ただし土日はどうしても大きな大会等が中心になっていかざるを得ないという状況になろうかと思えます。

(事務局)

一点補足ですが、10名という根拠につきましては、特にこれだからという部分はないのですが、スポーツについては大きな面積を使用するものですから10名という従来からの人数の規定となっています。一方で文化活動、芸術活動においては5名となっております。施設と団体数との関係だと思のですが、10名を5名にした場合団体数が増えますので、皆さんがまんべんなく円滑に利用できるかといったこともあります。近隣でも10名ということで行っている自治体もかなりあります。都内では一部5名というところもありますが、施設対グループの数だとか利用状況を総合的に勘案しないと人数を減らすことはできないかなと思います。決して10名が定義的なものではなくて、実態に合わせて考えていく必要があると思います。

(佐々木副会長)

次の時で良いのですが、登録してあるスポーツ団体、文化団体の数の推移のようなものがあれば出していただきたいのですが。そういうものがないとこれからどうなるかということが見えてこないと思うのです。施設のスペースとの関係もあるかと思しますので次の時で構いませんので教えてください。

(事務局)

ご審議していただくにあたり、必要なデータや資料については言  
ってくだされば次回用意させていただきます。

(事務局)

今は指定管理者制度で、私たちには聞こえてこない部分があるの  
かもしれませんが、10人ということが足かせだというお声もあり  
ます。

(辻野委員)

「いつでも、どこでも、だれでも」ということを謳っていて、  
10人が「だれでも」なのか、1人が「だれでも」なのかというこ  
とで、考え方のところでは。

有料化の問題というのがありますが、有料化にする前に募金箱の  
ようなものを置いておいて自主的に入れてもらうというのも移行  
期の一つの方法かと思うので、いきなり学校の体育館を有料化に持  
っていくのではなくて、有料化に向かうひとつの案であります。

(事務局)

学校施設の利用については、屋外のグラウンドでは少年野球、少年  
サッカー、屋内の体育館ではバレーボール、バスケットボール、剣  
道等の利用について生涯スポーツの中で利用があります。

施設を利用する上で有料にしている自治体もあります。ただ、学  
校施設ということと学校と地域との関わり、また生涯学習という部  
分で、現在県下でも半分を超えたくらいかと思いますが、無料で利  
用している自治体がございます。ただ現在、学校側のご協力があっ  
て、この事業は展開しているものですので、光熱水費等の負担はか  
なり学校経営にのしかかっているということもありますので、いつ  
までも生涯学習のスポーツの利用という名目だけで、そこを整理し  
ないわけにはいかないでしょうと、事務局で考えておりますのは、  
有料、施設を使う場合の部屋代ということではなくて、電気料金相  
当分といった実費弁償的なものについては近隣の我孫子市でも導

入しておりますので、そういう形を今後なるべく早いうちに制度化していければと考えております。

(佐々木副会長)

皆さん、何かありませんか。7頁までを含めて全体となっておりますのでよろしくをお願いします。

では一つお聞きします。6頁の一番下に東部市民プールの代替えのことがあります。東小学校のプールを地域に開放するというのは、まだ決定ではありませんね。学校側でここは使いますからというところは切ってくださいということでよろしいのですね。つまり、夏の期間に学校が子どもたちのためにプールを使う時はきちんとはずしていただかないと学校としても困りますので、そういったことはきちんとやっていただけるということですね。

(事務局)

こちらにつきましては、まだ具体的には協議をさせていただいておりません。方向性としたしましては、市に3つのプールがあるのですが、お子様たちの利用もありますので、公共施設の保全計画の中では、費用対効果という部分で疑問を投げかけられておりまして、その地域の実情と合わせながら、学校開放の中でできる部分については将来的に検討していきたいということです。

(佐々木副会長)

先生方はいかがですか。学校開放といったこともありますので、ご意見、心配なこと等がありましたらお願いします。

(田根委員・伊藤委員)

いえ、今の段階では特にありません。

(後藤委員)

すみません、今の学校開放についてなのですが、光熱費に対してたくさん使われている学校は困っていると思うのですが、それに対

して市の方からの補助はないのですか。

(事務局)

はい。学校開放事業ということで、利用にあった形で予算の配分があるといったことについては特にありませんので、スポーツ振興のためにそこを使うということは限界にきていると思うのです。これ以上、学校に甘えることはできないと思いますので、スポーツ振興の上でなるべく実費弁償分くらいは最低でもとっていきこうと、それが学校の経営、運営にまわればよいなと思います。

(後藤委員)

体育環境の促進といって学校の運営に支障をきたすようなことがあっては困りますね。

(事務局)

はい、そうです。それが前提条件です。

(田根委員)

プールの水環境について学校側で管理しているのですが、プールの開放をされたとして、それについては結構なのですが、そうなった時の管理体制ですね。人事管理、施設管理、水質管理といったところはどのようなのでしょうか。プールは季節のものですから、短期間に非常に多くの方が利用すると思いますので、それは良いのですが、管理についてはどうなるのでしょうか。

(事務局)

直近ですと、小山小学校のプール開放が事例としてございまして、学校の利用以外で、生涯学習の事業として実施しましたが、そのスタッフ等は全部こちらでご用意させていただいて行いますので、学校側には影響がでないような形でさせていただいております。また、具体的な実施ベースにあたりましては詳細に打ち合わせをさせていただいて調整させていただきたいと思います。

(事務局)

実例として東小学校のことがでましたが、まずは学校側とご相談させていただいてということです。一番新しいものですから、更衣室もありますし非常に可能性が高い、東部市民プールが老朽化しておりますので、その中で協議をさせていただいております。

(事務局)

文化の方についてもお願いします。

(佐々木副会長)

では次に文化・芸術に関しましてお願いします。

(事務局)

芸術文化の事業につきましては資料3、4をご覧ください。特に資料4の8頁に「第3節 ながれやま市民文化の継承と醸成」ということで詳細が掲載されております。事業としましては、美術活動支援事業、こちらは流山市展開催に対する補助と美術家協会の活動の支援です。文化祭開催事業は文化祭開催に対する支援事業、市民ギャラリー展示事業は市役所の玄関に入って右側のガラスのギャラリーで、絵画、書道、俳句、写真などを展示する事業です。市民芸術劇場事業については、皆さまご存知かと思いますが、今年の8月には夏川りみさんのコンサートを開催しました。また文化芸術振興条例が施行されたことを受けて、毎年1回の市民芸術劇場でしたが、今年は12月6日に子ども向けミュージカルを開催しました。

9頁に入ります。市民音楽祭開催事業ですが、こちらは音楽団体の方々に練習の成果の発表の場を提供しようというもので、今年度は3月6日に文化会館にて20団体出演予定で開催されます。サロンコンサート開催事業は毎月1回月末金曜日に市役所ロビーで行われる音楽コンサートの開催事業です。また、舞台ワークショップ事業につきましては公民館の事業となります。図書・博物館の事業としましては、博物館活動事業、企画展開催事業、市史編さん活動

事業、文化財保護推進事業、発掘調査整理・報告書刊行事業、埋蔵文化財整理室・収蔵施設管理事業、学校への出前授業事業、受託発掘調査報告書刊行事業、地域文化のまちづくり事業、古文書解読編さん事業、以上の事業が施策になっております。

資料 6 には施設の整備計画についての抜粋が記載されております。

まず、おおたかの森駅前市有地活用事業についてですが、おおたかの森北口駅前に多目的ホールを建設し、指定管理者による管理運営をしていこうという事業です。概要としましては、流山おおたかの森北口駅前の約 10,000 m<sup>2</sup>の市有地を活用し、民間企業の提案により、流山市の新拠点に新たなシンボルとして、集合住宅、マンションですが、それから宿泊施設、商業施設、ホール、出張所を備えた施設を建設する事業です。

宿泊機能や商業機能を通じて集客効果を高め、ホール機能を通じて文化芸術活動による幅広い交流の創出、行政窓口の移転、今はおおたかの森出張所がショッピングセンター内にありますが、こちらの移転によって拠点性を高めることを期待しております。

この事業に関しましては、11月1日に事業者のプレゼンテーションが行われて、スターツコーポレーション(株)、大成建設(株)の共同企業体が優先交渉権を獲得しました。こちらにつきましては、広報ながれやまの12月1日号に掲載されておりますが、スターツグループの提案は、スターツが商業施設、シティホテル、集合住宅を建設し、大成建設がホール、市民課出張所を建設するというものです。この事業では事業者が建設する公共施設と同じ価値の市有地、集合住宅の用地ですが、それを交換することで公共施設を取得することになります。

また、シティホテルと商業施設は50年間の定期借地によって事業者に賃貸することになります。

ホールをはじめとした施設の完成は、平成30年度、平成31年春の開館を予定しております。完成後はおおたかの森センター同様に指定管理者による管理運営を予定しております。

ホールの機能ですが、音響に配慮した多目的ホールであり、座席



数は515席で車いす席、親子席を含んでおります。また、その他の施設ですが、ホール、リハーサル室、スタジオ、楽屋等となっております。

次に南流山・木地区地域交流センター整備事業についてご説明させていただきます。

現在、市内の南流山地区には、生涯学習施設の南流山センターがあり、地域住民の交流の場となっておりますが、隣接する市内の木地区土地区画整理事業による人口増加に伴い、南流山センターの規模では対応できないと考えられております。

そこで、南流山及び木地区の住民交流の場として、南流山小学校と隣接した用地に南流山・木地区交流センターを建設するという計画です。

施設の規模は、流山おおたかの森センター程度（ホール、会議室（2室）、事務室等）を予定しています。

完成は平成32年度を予定しており、完成後は指定管理者による管理運営を予定しています。

以上となります。

（佐々木副会長）

全般にわたってご質問等はございませんか。

では、ちょっと失礼かもしれないのですが、おおたかの森の関係ですが、ホール建設について、どのくらいの建設費用がかかるのでしょうか。

（事務局）

実は民間の資本で建設するということになります。

（佐々木副会長）

完全に民間ですか。

（事務局）

40%くらいはマンションを等価交換で建てていただいて、ホールはそのお金で建てていただく。そして定期借地50年でホテル、商業施設ということになります。

(佐々木副会長)

それならば安心しました。

(井田委員)

南流山・木地区の地域交流センターの建設についてですが、南流山小学校と隣接した用地とありますが、それはどこでしょうか。

南側にあるところを少し広げてということでしょうか。

(事務局)

はい、学校の南側の区画整理の保留地分を購入することになります。

(事務局)

土地を増やして、校舎を増やして、学童を増やしてというのが第1期の工事になります。そして第2期の工事の中にこれを入れようということです。一度にはできませんから。

(井田委員)

もう来年度中には工事が始まるとも聞いたのですが。

(事務局)

学校最優先で行います。

(井田委員)

ちょっと気になりますのが、おたかの森の小・中学校とセンターという前例があって、それを踏襲というか、ああいった形になるかなとは思いますが、小・中学校とセンターがあっとうまく機能しているのか、どのくらいセンターが活用されているのか、といっ

たことがあってこそ次の計画がたてられるのだと思うのですが、実際のところどうなのでしょう。

(事務局)

おおたかの森センターにつきましては、小・中が併設されており、こども図書館、学童も併設されております。ですから例えば、図書館の読み聞かせ会をおおたかの森センターで行うとか、センターの中にはゆうゆう大学という高齢者の学びの場がありますので、そこで児童たちとふれあうといった異年齢のふれあいの場ということでは非常に貴重な成果を出していると思います。

また、複合施設ですと意思の疎通ですとか連絡調整といった課題もありますので、そのあたりについては現状を踏まえて、ぜひ次にはしっかり議論していきたいと思います。

(藤田委員)

おおたかの森の学童についてですが、使っていて、中の設計が学童にそぐわないといったところが多々あると聞きますので、南流山に建てるのであれば、そういったところも良く聞いていただいて、使いやすいものを作っただけなら良いなと思います。

(事務局)

今までは学童は福祉で、学校は教育でということだったのですが、4月からは学童の運営も教育委員会でお預かりすることになりましたので、その辺はできるかと思っています。

(事務局)

施設づくりの中にそういったことが反映されていくのかなと思います。

(佐々木副会長)

そうしますと、学童の関係のことが今は福祉の方にあるものがどこに移るのでしょうか。

(事務局)

学校教育か教育総務かということになります。

(佐々木副会長)

わかりました。

他に何かあれば、心配なことなどありましたらお願いします。

(辻野委員)

8頁以降にあげられている事業は市が主体的に取り組んでいる事業で、補助金を出したり、場を提供したりということだろうと思うのですが、文化芸術ということでは民間もいろいろとやっているわけで、こういったものに対して後援だとか支援をしているということを生涯学習課ではまとめられているのでしょうか。

(事務局)

後援につきましては、窓口が基本的には生涯学習課となっており、ごく一部で窓口が博物館となっているものもあります。

今、指定管理者を中心に生涯学習センターにしましても、公民館にしましても、市民団体の皆様との協働という形での持込み企画が非常に多くなっております。それは限られたスタッフであれをやる、これをやるかと考えるよりは、皆さまから戦後70年だからこういうことをやる、流鉄100周年だからこういうことをやるということで持ちこんでいただいた企画にジョイントさせていただくことで活性化しているというのがここ10年くらいの流れかなと思います。これからもその比率は大きくなって行って、市が単独で行うということは逆に減っていくのかなと思います。

例えば昨日、おおたかと直接触れ合おうというイベントが生涯学習センターでありました。おおたかですとかふくろうといった猛禽類を飼育されている愛好家のグループがありまして、その方々と一緒に子どもたちが鷹匠体験をするというものです。

おおたかの森センターでは東京理科大学の建築学科の皆さんが

「まちおとハンティング」といって、“ピカピカ”とか“ざらざら”とか“さらさら”といった日本人特有の擬音ですが、それを撮影してきて街の音の図鑑をつくるという、建築を学んでいる学生さんのノウハウで小学生と一緒に探検をするというようなものがあります。こういったものは、公民館や生涯学習センターのスタッフだけではなかなか企画としてできないものですので、市民団体の皆さんと一緒にやらせていただく企画がどんどん増えていくのかなと考えております。

支援というお話でしたが、それが補助金という形でずっといくのか、場所の提供になるのか、広報活動を支援するのか、これからはいろいろな形があるのかなと、一緒にやっていくということはお金だけではなくて、場所やメディアへの情報提供だとかいろいろなことになると思います。

ちょっとご質問と答えがあってないかもしれませんが、そういったこともあります。

(辻野委員)

スポーツでも同じことで、民間がどの部分をシェアし、市としては民間がこのくらいの部分を分担してくれているから市はこのくらいをやらなくてはならない、この部分はジョイントしなくてはならない、といろいろあるとは思いますが、民間の動きやそういうことをある程度つかんでいないと、それをこういった場で発表できるような状態でないと、実際にはどういう方向性で進めていかなくてはならないといったことはでてこないのではないかとということでお聞きしました。

(事務局)

今、大きなカルチャーセンターが流山にはありません。柏等には大手の民間のカルチャーセンターがありますが、それらの住み分けはどうするのかがとなりますと、私たちが考えているのは動機づけということで、初歩の部分、例えばパソコン講座であれば電源の入れ方といった基本的な部分については行政であり、中級、上級と進ま

れる方は民間の方へ行っていただくというような形で、「苦手ですよ」と言う方々、「スポーツが苦手」、「文化芸術がだめです」といった方々のきっかけづくり、背中を押す動機づけまで、それが公費でやれるぎりぎりのところかなと考えております。

(事務局)

具体的には資金面などの部分で民間から寄附金をいただいて展開している事業もあります。例えばロードレース大会や新体育館のネーミングライツも民間からのお金が入っております。また、施設の管理も市の直営から民間の指定管理者に委託して、その指定管理者の指導を市が行う、またコントロールしながら官民一体でやっていくということです。また各事業、ソフト事業につきましては、個別事業での連携、後援、支援ということもありますが、同じ目的を持つ団体が複数あれば、コーディネーター役になりまして、実行委員会のような形でさせていただきまして事業を完成形にもっていくというものです。行政サイドの限られた部分というののもかなりありますので、市民の皆さん、民間の力を活かしながら文化芸術、スポーツを振興していく方向性だと思います。

(事務局)

文化は教育であると考えておりますが、大学等で行っている開放講座にはかきませんので、私たちは公立高校との連携等を取りながら地域のご支援、お力添えをいただくといった形になるのかなと思います。

(佐々木副会長)

他にはございませんか。

次回に向けて用意していただきたい資料等がございましたらおっしゃっていただいたほうがよろしいかと思っております。

(後藤委員)

老婆心ながらということで本日お配りいたしました資料がござ

います。『子どもの幸福度』という慶応義塾大学の小林先生が出された本なのですが、「健康」「地域・家族」「安心・安全」「教育」「豊かさ」の5分野から70項目のデータをもとにして都道府県別に出してあるものです。

千葉県は全体としては25位なのですが、例えば健康の中でも体力というところでは、小学生男子は5位、小学女子は6位、中学男子は5位、中学女子は3位です。小中学生の体力は全国的にみてもすごいなと思います。学校でも頑張っているのだなと思いました。それを引き継いでいくのが生涯学習だと思います。

その他にも「安心・安全」「地域・家族」「教育」「豊かさ」等についてもあります。この本は今年の7月に出版されたものです。かなり詳しいデータを分析されておりますので、老婆心ながら、青少年の育成を考えるうえで参考になるかと思いましたので、千葉県の部分だけですがお持ちいたしました。

以上です。

(佐々木副会長)

ありがとうございました。なかなか良い資料だと思います。健康余命男性は3位ですね。先日の報道で平成37年には高齢者人口が3割を超すということで、そのうち5人に1人が認知症と言われております。「健康余命」ということが大切だと思います。大変良い資料をありがとうございました。

ではよろしいでしょうか。次回は年明けになるかと思いますが、資料等用意していただきたいものがあれば本会終了後でも構いませんのでお話いただければと思います。

以上でよろしいでしょうか。

(事務局)

では次回の審議会についてですが、今年度最後の審議会を2月上旬あたりに開催させていただきたいと考えております。具体的には2月1日から10日までの間で会場の都合と合わせまして決定し

たいと思いますので、後ほどご案内させていただきます。

(佐々木副会長)

よろしく願いいたします。

では本日はこれで終了といたします。ありがとうございました。

(一同)

ありがとうございました。

( 1 5 時 5 0 分 閉 会 )